

お薬の受け取り方法が変わります

平成28年10月1日より

外来患者さまのお薬は全て院外の保険調剤薬局で
お受け取りいただくことになります。

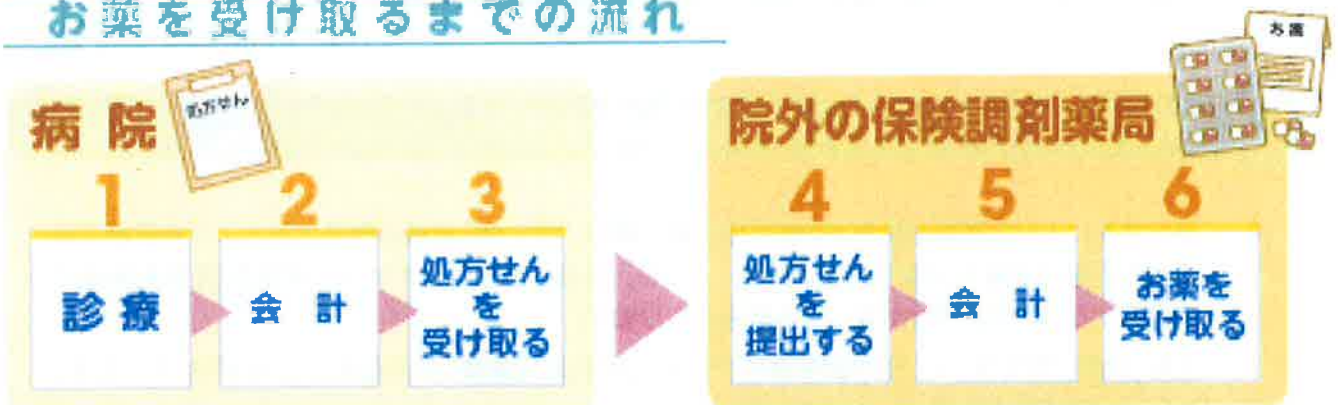
厚生労働省では病院やクリニックで処方せんを出す医師と、お薬を調剤する薬剤師との役割分担を明確化する“医薬分業”の推進に力を注いでいます。当病院におきましても、**平成28年10月1日より**、医薬分業を実施することになりました。患者さまには、できる限りご不便をおかけせず、より良いサービスの提供に努めさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。なお、ご不明な点がございましたら、当院スタッフまでおたずねください。



院外処方せんでは次のメリットがあります

- 1 納得するまでお薬の説明が受けられます。
- 2 複数の医療機関からの重複投薬やお薬の相互作用のチェックを受けられます。
- 3 市販薬や健康食品との飲み合わせについてもチェックが受けられます。

お薬を受け取るまでの流れ



※処方せんは交付の日を含めて4日以内に保険調剤薬局に提出してください。

(4日を過ぎると、その処方せんは無効となってしまいます。)

医療法人社団 苑田会
公立新小浜病院
問い合わせ先

〒854-0593 長崎県雲仙市小浜町南本町93

TEL: 0957-74-2211(代表)

おくすり Q&A

Q 処方せんはいつどこへ持って行けばよいですか？

A 交付日をきめて4日以内に院外の保険調剤薬局へ持って行って下さい。4日を過ぎると無効になります。その場合、再度診療を受けて、処方せんを発行してもらう必要があります。

Q お薬は、代理の者が処方せんを持って行ってももらえますか？

A 処方せんがあれば、本人でなくても構いません。しかし、初回はご本人が処方せんを持って行くことをおすすめします。
その際に、お薬を安全に使用していただくために必要なことをお聞きします。例えば、以前にお薬で副作用やアレルギーが起きたことはなかったか、他にどんなお薬を服用しているかなど、服用にあたり心配がないことを確認してからお薬をご用意します。

Q お薬だけほしい場合は、病院に行かなくても薬局でお薬をもらえますか？

A いいえ、それはできません。薬剤師は、医師の診断の結果、症状に応じて出された処方せんにもとづきお薬をご用意しますので、その都度、医師の診療が必要となります。

Q 「薬局」なら、どこでも処方せんでお薬をもらえますか？

A 「保険薬局」、「保険調剤」、「処方せん受付」などの表示があるところなら、どこでもお薬がもらえます。なお、自立支援法適用の場合は指定の保険調剤薬局でお願いいたします。

Q 病院でお薬をもらう場合と料金が違いますか？

A 処方せんにより保険調剤薬局でお薬を受け取る場合、病院から直接お薬をもらうよりも患者さまのご負担が若干増える場合があります。しかし、患者さまがジェネリック医薬品(後発医薬品)*を選択することでお薬代が安くなる場合もあります。
なお、病院と同じように、保険調剤薬局でも老人保健、乳児医療、労災保険などが適用になります。詳しくは保険調剤薬局におたずねください。

*「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」は「新薬(先発医薬品)」の特許が切れたあとに販売される、新薬と同じ有効成分(同じ働き目)の価格の安いお薬です。